

○魚沼市介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第102号

(趣旨)

第1条 市長は、不足する介護人材の確保を図るため、介護サービスを提供する上で必要な人材を、インターネットを介した就職情報サイトにより採用する魚沼市内の指定介護事業所を開設する法人(以下「法人」という。)に対し、予算の範囲内において、経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職情報サイト インターネットを介した就職情報サイトをいう。
- (2) 介護保険事業所 市内の指定介護保険事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に介護保険事業所を開設する法人
- (2) 魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第1号又は第2号に該当しない者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) その他市長が適当と認める者

(令6告示54・一部改正)

(補助金の交付の条件)

第4条 介護保険事業所は、当該補助金を利用し採用した介護職員が、採用された法人の介護保険事業所において3年間勤務するよう努めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、法人が就職情報サイトにより次のいずれかに該当する介護職員を令和4年4月1日以降に採用した後に成功報酬として支払う紹介料とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護支援専門員
- (3) 介護従事職員 介護保険事業所に勤務する従事者のうち、介護サービス利用者に介護サービスを直接提供する介護従事者(有資格者を除く。)
- (4) 看護師、准看護師

(令5告示109・一部改正)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費とする紹介料に対し、次の各号に掲げる額とする。ただし、1法人当たり1年度につき4人を限度とする。

- (1) 介護福祉士、介護支援専門員、看護師及び准看護師 3分の2の額(1人当たり上限80万円)

- (2) 介護従事職員 3分の1の額(1人当たり上限10万円)

2 前項の紹介料は、消費税を含まないものとし、紹介料のほかに負担する経費は除くものとする。

3 前2項により算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(令5告示109・一部改正)

(交付申請兼実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、第5条に定める介護職員を採用後2ヶ月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合

において、その他の方法により必要事項が確認できると市長が認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 補助対象経費となるものの請求書の写し
- (2) 前号の請求内容のわかる明細書の写し
- (3) 補助対象経費となるものの領収書の写し又は振込したことがわかるもの
- (4) 採用者との雇用契約書の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(令6告示54・一部改正)

(交付決定兼額の確定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し、介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則(令和5年4月1日告示第109号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月18日告示第54号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第122号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

魚沼市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付申請兼実績報告書

魚沼市介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金の交付を受けたいので、魚沼市介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。また、市税の納税状況を確認するため、税務情報を照会することに同意します。

記

補助金交付申請額		円
採用者	住 所	
	氏 名	
	職 種	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 介護従事職員
情報サイト	支払紹介料	円(消費税を除く。)
	住 所	
	運営会社名	

添付書類

- (1) 紹介料の請求書の写し
- (2) 紹介料の請求書内容の確認できる明細書の写し
- (3) 領収書の写し又は振込したことがわかるもの
- (4) 採用者との雇用契約書の写し
- (5) 市税の納税証明書(税務情報を照会できない場合のみ)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長 印

介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった魚沼市介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金について、魚沼市介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり(交付すること・交付しないこと)に決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助対象経費 円

2 交付決定額兼確定額 円

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長 印

介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した魚沼市介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金について、下記のとおり取消しすることに決定したので、魚沼市介護職員就職情報サイト活用支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取消金額 円

様式第1号(第7条関係)

(令5告示109・令6告示54・令7告示122・一部改正)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)